

WLB推進にむけた両津病院の取り組み 2年目の成果報告

平成28年度から始めた両津病院のWLB推進の取り組みは、まもなく2年目が終わります。この事業は3年間の取り組みですので来年が最終年となります。仕上げの3年目を控えて、これまでの活動の検証と今後の取り組みについて考えるワークショップが3月1日(水)に新潟市の県看護研修センターで開催されました。

両津病院も含めた2年目の3施設と、3年目を迎えた4施設(1年目はなし)が参加し、各病院から活動の様子や取り組むうえでの課題などが報告されました。両津病院の活動内容については、院長がオブザーバーで参加していることからわかるように、病院全体で取り組んでいる姿勢が顕著に見られ、かつ具体的なWLB推進事業の実践と意識改革が図られていることに対して高評価をいただきました。これからも引き続き皆様と一緒に両津病院のWLBを推進していきたいと思います。





『教えて石塚委員長 第9回目 ◆今回は「働き方の見直し」について

厚生労働省より打ち出された「過労死等ゼロ」緊急対策の実施に伴い、新しく「労働時間の適正な把握のために必要な使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が公表されました。ガイドラインの趣旨は、労働基準法において規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有しているとし、現状は、不適切な運用に伴い、労働基準法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いなどの問題が生じており、労働時間を適切に管理していない状況もみられるとしています。このため、使用者が労働時間を適正に把握するための具体的な基準を明らかにしています。また、ガイドラインでは「労働時間の考え方」を明確にしていますので、次回以降、紹介して行きたいと思います。